

## 「忠岡町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画2018（素案）」に対する住民のご意見等とそれに対する忠岡町の考え方

● 2人から10件のご意見・ご提言がありました。

No.	ご意見・ご提言	忠岡町の考え方
1	介護施策	<p>今般の「地域包括ケアシステムを強化するための介護保険法等の一部を改正する法律」は、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにするための改正で、そのポイントとして大きく2点があげられ、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保となっています。改正法の内容については、4ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
2	医療と介護 専門医の確保	<p>慢性疾患患者の在宅医療やターミナルケア等に適切に対応するため、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、かかりつけ薬局の普及を図るとともに、地域での医療や介護情報を伝え、在宅療養を支援するために情報発信をしていきます。</p> <p>また、在宅医療・介護連携の取組の充実を図るため、各専門職による検討会の開催を進めます。その内容については、72 (74) ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
3	初期支援の急務	<p>認知症高齢者あるいは虐待事例への早期対応を図るため、地域包括支援センターや警察等の関係諸機関との連携ネットワークの強化に努めます。</p> <p>また、認知症初期集中支援チームを配置し、町内医療機関の認知症サポート医と連携し、認知症発症初期から適切な支援が行えるよう体制整備を行っています。その内容については、64 (66)、73 (75) ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
4	介護士の人材不足（人件費の増大）	<p>介護は職歴にブランクがあっても、また正職員勤務経験がなくとも、やる気さえあれば正職員の職につき、安定した雇用と失業保険や厚生年金などの福利厚生を受けられる仕事です。しかしながら現状は、「賃金が低い」、「身体的・精神的に仕事がきつい」、「社会的評価が低い」、「休みが取りにくい」などの理由で、人材不足が生じているものと思われれます。一方、国においては、2012年ごろから「処遇改善加算」を設定し、介護職員の給与に加算するよう補助金制度を導入しました。これによって、月平均で1.5万円ほど介護職員の給与はアップしました。介護の職にしっかり取り組んでもらうことで介護サービスの質そのものを向上、高齢者の増加がピークを迎える2025年に向けて介護職員の</p>

No.	ご意見・ご提言	忠岡町の考え方
		<p>総数そのものを増やしていこうとすることをしています。賃金を上昇させるだけでなく、職場環境を整備、キャリアパスを設定するなど介護職員が明確に目的を持って仕事に取り組める環境を作っていくことが必要であると思われます。その内容については、82(84)ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
5	<p>地域包括支援センター機能強化</p>	<p>地域包括支援センターが高齢者やその家族の多様なニーズ、地域課題に適切に対処していくため、職員の研修機会の確保などのスキルアップに取り組みます。また、地域包括支援センターの活動等を通じて、要支援・要介護認定者や家族への支援を行うとともに、医療・介護の総合的・包括的なケアマネジメントを行い、在宅生活をより一層支援していきます。その内容については、65(67)ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
6	<p>ケアマネジャーの人員確保重要</p>	<p>介護支援専門員（ケアマネジャー）は、介護給付及び予防給付について、一人ひとりのニーズや状態に対応してきめ細やかなケアプランの作成をしています。利用者のニーズや状況に応じた適切な支援が行えるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）が中心となり、居宅介護支援事業所が集まり事例検討会を開催し、困難事例等についても検討することにより、介護支援専門員がバーンアウトして（燃え尽きて）離職に至らないようにして参ります。その内容については、66(68)、86(88)ページに掲載しておりますので、ご参照ください。</p>
7	<p>介護保険事業計画の基本目標について (P.13) (P15)          前回の計画と本計画（案）の決定的違いは、「高齢者の自立を支える生活支援体制」から「自立した暮らしの支援」になった点である。自立させることが目的に変わったのでしょうか？          「ニーズに対応した在宅生活を支える介護・福祉サービス」という言葉が消え、「状態に応じてサービス利用」に変わったということに表れている。利用者のニーズというより、他者が判断してサービスを決めるものである。          「利用者本位の介護保険事業」の目的も消えたことも結びついている。利用者ニーズ、利用者本位という考え方を堅持されたい。</p>	<p>介護保険制度の目的は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とし、また、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、その有する能力の維持向上に努めるものとされ、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとしています。この理念に基づき、今回の計画においては、地域包括ケアシステムの構築から、より深化・推進させていくことをめざしていくため、これまでの将来像と基本理念を踏襲しています。その上で、基本目標の表現について、1～3は「〇〇の暮らしのための支援」</p>

No.	ご意見・ご提言	忠岡町の考え方
		<p>というように、住民の方によりわかりやすく覚えやすい表現にということで、表現を変えているだけで、内容的にこれまでと大きく変わってはいません。その点について、13(15)ページの基本目標2の内容について、1行目から2行目にかけて「高齢者が支援や介護が必要になっても、一人ひとりのニーズに対応したきめ細かな支援の対応の下に、住み慣れた家庭や地域で自分らしく自立して暮らし続けることができるようにすることを目標とします。」と表現を追加させていただきます。</p> <p>自立した暮らしを支えるためには、行政のみならず、三師会、サービス提供事業者や地域団体、地域住民等が一体となって、多様なニーズに対応していく必要があります。必要なニーズへの対応では、介護保険制度に限らず、保健福祉施策、地域住民等の支え合いによる支援等、きめ細かく対応できるような体制づくりをめざしていきたいと考えています。</p> <p>また、基本目標4の内容についても、第2段落について「そのため、利用者本位の介護保険事業の推進の下に、介護サービスの質や量の充実とともに、家族介護者が働きながら介護できるように、また、心身の負担の軽減が図られるよう支援します。」と表現を追加させていただきます。</p>
8	<p>要介護・要支援認定について (P.19) (P21)</p> <p>大阪府は全国一、認定率が高いということで、厚生労働省からも言われたのか、訪問調査時の調査項目の判定が厳しくなり、認定の更新前よりも、判定が軽く出ている方も多い。必要に応じて、介護が受けられるようにすべきである。</p>	<p>大阪府の認定率は、全国で一番高く、平成28年度の状況では、全国平均18.0%に対し、大阪府は22.4%で、最低の山梨県の14.1%と比べ、8.3ポイントの差があります。大阪府内では、忠岡町は21.3%で、中間的な状況です。このようなことについて、「見える化システム」を使って、地域間比較等による現状分析から、自治体の課題抽出をより容易に実施可能とし、同様の課題を抱える自治体の取組事例等を参照することで、各自治体が自らに適した施策を検討しやすくするようになっていきます。認定調査においては、適正な審査判定に向けた選択の平準化と記載内容の充実により、要介護認定の適正化を図ります。</p>
9	<p>財政的インセンティブと成果指標について</p> <p>今回、成果指標が新設された (P.88) (P90)。これは、「改正法」のポイントの「財政的インセンティブ」(P.4)との関係があるように思える。成果が出なければ、調整交付金がもらえないということのようだ。計画には現れていないが、運用面で目標と達成度など行われることのないようにされたい。財政的インセンティブが与えられることになると、「自立」できない人は、切りすてられ</p>	<p>平成29年地域包括ケア強化法において、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、取組を制度化したところであり、この一環として、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村・都道府県に対する財政的インセンティブを付与することとなりました。その客観的な指標の設定に関して、適正なサービス利用の阻害につながらないことや各保険者における高齢化率や地域資源の違い等を踏まえたものであることなどがあり、単に認定者数の増減などが指標ではなく、市町村における高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援するためのものです。</p>

No.	ご意見・ご提言	忠岡町の考え方
	<p>ることにならないか。「介護からの卒業」が行われる危険がある。</p>	
10	<p>保険料について (P.106) (P108)          このように、介護を受けにくくしておいて、保険料の24%もの値上げは、受け入れられない。高すぎるため、低く押さえるべきである。</p>	<p>介護を受けにくくしていると感じることに対しては、介護保険制度や改正法の趣旨、忠岡町の介護サービスの利用状況等を住民にわかりやすく周知していきたいと考えます。その上で、必要な人が必要なサービスを適切に受けられるようにすることが重要と考えています。また、介護状態の悪化防止であったり、生活習慣病の予防や介護予防を進め、住民の皆様ができる限り健康寿命を延ばしていただき、町をあげて介護保険制度の持続可能な運営に努め、今後、介護保険料の高騰抑制に努めていきたいと考えます。</p>